

記入例



ログイン

利用者登録

＞ 手続き申込

＞ 申込内容照会

＞ 職責署名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名

指定自立支援医療機関指導監査＜訪問看護＞

受付時期

2023年2月28日0時00分～

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン

>

本調査票への回答は、利用者登録が不要です。

「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を押下してください。

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

手続き説明

この手続きはメールアドレスの確認はございません。
下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	指定自立支援医療機関指導監査＜訪問看護＞
説明	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「法」といいます。）第11条第2項及び第66条の規定に基づき、書面による指導・監査（以下「書面監査」といいます。）を実施します。 本書面監査は、全ての指定自立支援医療機関（訪問看護）に実施するものです。 なお、本書面監査の結果、必要があると思われる医療機関については、今後実地による指導監査を実施いたします。 【監査対象】 ・令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の訪問看護分実施分 ・本監査対象期間中に新たに指定を受けた医療機関（新規指定日が令和6年1月1日以降の医療機関）にあっては、監査対象期間を指定日から令和6年12月31日までの期間とします。 ※更生医療・育成医療及び精神通院医療の両方の指定を受けている場合は、本書面監査を同時に行うことが可能です。（更生医療・育成医療、精神通院医療それぞれで回答する必要はございません。）
受付時期	2023年2月28日0時00分～

ふじのくに 電子申請サービス（静岡県電子申請システム）利用規約

1 目的

この規約は、ふじのくに 電子申請サービス（静岡県電子申請システム）（以下「本サービス」といいます。）を利用して静岡県に対し、インターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込み等を行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 利用規約の同意

本サービスを利用して申請・届出等を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。本サービスを提供します。本サービスをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。同意しない場合は、本サービスをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意したものとみなします。

説明及び利用規約を確認し、「同意する」を押下してください。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただいたものとします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。



一覧へ戻る

同意する





ログイン

利用者登録

＞ 手続き申込

＞ 申込内容照会

＞ 職責署名検証

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

申込

選択中の手続き名： 指定自立支援医療機関指導監査＜訪問看護＞

問合せ先

+開く

指定自立支援医療機関指導監査調査票【訪問看護】

この入力フォームは、**訪問看護** 用です

担当している医療の種類 **必須**

選択してください



医療機関（訪問看護ステーション等）の名称

医療機関コード **必須**

※半角数字で入力してください。

※「226」から始まる、10桁の医療機関コードを入力してください。

医療機関（訪問看護ステーション等）の郵便番号 **必須**

入力例）123-4567は1234567と入力

※半角数字で入力してください。

郵便番号

住所検索

担当している医療の種類を選択してください。

※「更生医療・育成医療」及び「精神通院医療」の両方の指定を受けている場合は、「両方（更生医療・育成医療、精神通院医療）」を選択してください。一括して、回答が出来ます。

医療機関（訪問看護ステーション等）の所在地 **必須**

住所

医療機関（訪問看護ステーション等）の電話番号 **必須**

入力例）0123456789は012-345-6789と入力

※半角数字で入力してください。

電話番号

医療機関（訪問看護ステーション等）のFAX番号

入力例）0123456789は012-345-6789と入力

※半角数字で入力してください。

指定訪問看護事業者等の郵便番号 **必須**

入力例）123-4567は1234567と入力

※半角数字で入力してください。

郵便番号

住所検索

指定訪問看護事業者等の住所 **必須**

住所

指定訪問看護事業者等の名称 **必須**

法人の場合は法人格も入力してください。

入力例)〇〇株式会社、医療法人□□

法人格も入力してください。

指定訪問看護事業者等の代表者の職名 **必須**

入力例）代表取締役、理事長 等

指定訪問看護事業者等の代表者名 **必須**

氏

名

指定訪問看護事業者等の電話番号 **必須**

入力例) 0123456789は012-345-6789と入力

※半角数字で入力してください。

電話番号

指定訪問看護事業者等のFAX番号

入力例) 0123456789は012-345-6789と入力

※半角数字で入力してください。

自立支援医療（更生医療・育成医療）の利用者数

令和6年1月1日から令和6年12月31日の期間における、自立支援医療（更生医療・育成医療）の利用者数

※利用者がいない場合は「0」と入力してください。

自立支援医療（精神通院医療）の利用者数 **選択肢の設問**

令和6年1月1日から令和6年12月31日の期間における、自立支援医療（精神通院医療）の利用者数

※利用者がいない場合は「0」と入力してください。

期間中に、自立支援医療（更生医療・育成医療）を利用した方の実人数を入力してください。

※「精神通院医療」のみの場合は、回答欄が表示されません。（回答不要です。）

期間中に、自立支援医療（精神通院医療）を利用した方の実人数を入力してください。

※「更生医療・育成医療」のみの場合は、回答欄が表示されません。（回答不要です。）

以降の設問は、指定自立支援医療機関療養担当規程の実施状況について回答してください。

設問1 受給者への訪問看護を正当な理由な理由

<参考：指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程>

第二条 指定自立支援医療機関は、自立支援医療を受ける障害者(以下「受診者」という。)の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

<参考：指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程>

第二条 指定自立支援医療機関は、自立支援医療を受ける障害者又は障害児(精神通院医療を受ける者に限る。以下「受診者」という。)の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

選択してください。



各設問について、指定自立支援医療機関療養担当規程に基づき、医療の提供等を行っているか、回答してください。

設問 2-1 医療受給者証が有効であることを確かめた後で訪問看護を行っているか。 **必須**

<参考：指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程、指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程>

第三条 指定自立支援医療機関は、障害者又は障害児の保護者から法第五十四条第三項に規定する医療受給者証(以下「受給者証」という。)を提出して受診者の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

選択してください。

※設問 2-1 で「否（確かめていない）」を選択した場合は、回答欄が表示されません。（回答不要です。）

設問 2-2 医療受給者証の確認頻度をお答えください。

選択肢の結果によって入力条件が変わります

選択してください。

設問 2-2 「医療受給者証の確認頻度」で、「その他」とお答えした場合、その詳細を記入してください。 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

※設問 2-2 で「その他」以外を選択した場合は、回答欄が表示されません。（回答不要です。）

設問 2-3 医療受給者証の記録保存方法をお答えください。

選択肢の結果によって入力条件が変わります

選択してください。

※設問 2-1 で「否（確かめていない）」を選択した場合は、回答欄が表示されません。（回答不要です。）

設問 3 医療受給者証に記載された医療の具体的な内容をお答えください。

<参考：指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程、指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程>

第三条 指定自立支援医療機関は、障害者又は障害児の保護者から法第五十四条第三項に規定する医療受給者証(以下「受給者証」という。)を提出して受診者の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

選択してください。

設問 4 受給者がやむを得ず時間内に訪問看護を受けることができない時、便宜な時間を定めて実施しているか **必須**

<参考：指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程、指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程>

第四条 指定自立支援医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

選択してください。

設問5 訪問看護録に必要な事項を記入しているか **必須**

<参考：指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程>

第七条 指定自立支援医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

<参考：指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程>

第五条 指定自立支援医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

選択してください。



設問6 訪問看護及び訪問看護報酬の請求に関する帳簿等を完結の日から5年間保存しているか **必須**

<参考：指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程>

第八条 指定自立支援医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から五年間保存しなければならない。

<参考：指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程>

第六条 指定自立支援医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から五年間保存しなければならない。

選択してください。



設問7 医療の具体的方針の変更が必要な場合は、市町長の変更承認を受けた後に、訪問看護を行っているか **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

<参考：指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程>

第三条

2 指定自立支援医療機関は、受給者証に記載された医療の具

交付した市町村と協議し、その承認を受けなければならない。

選択してください。



※担当している医療の種類で「精神通院医療」を選択した場合は、回答欄が表示されません。(回答不要です。)

上記設問において「否」を選択した設問がある場合、お答えください

選択肢の結果によって入力条件が変わります

指定自立支援医療機関は、法律の定めによるほか、「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程」及び「指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程」を遵守し、自立支援医療を担当することとなっております。

上記の設問において「否」がある場合、その理由を記入してください。

設問1～設問7（「精神通院医療」のみは設問6まで）で「否」を選択した場合は、その理由について記入してください。
※全ての設問で「適」を選択した場合は、回答欄が表示されません。(回答不要です。)

入力者の氏名 **必須**

本申請の御担当者（入力者）様の氏名を入力してください。

氏：

名：

平日の日中連絡の取れる電話番号 **必須**

本申請の御担当者（入力者）様が平日の日中連絡の取れる電話番号を入力してください。

入力例）0123456789は012-345-6789と入力

※半角数字で入力してください。

電話番号

御担当者様のメールアドレスを入力してください。

※調査票を提出後、入力していただいたメールアドレス宛に受付完了メールを送信します。メールアドレスに誤りがあると、メールが届きませんので注意してください。

御担当者様メールアドレス **必須**

※半角英数字で入力してください。

※調査票の回答が完了後、入力していただいたメールアドレス宛に受付完了をお知らせするメールが送信されます。

メールアドレス

備考

・氏名や地名等に、旧字体や異字体等の使用できない文字がある場合があります。

・その他、本申請において特記事項がある場合は、記入してください。

氏名や地名等に旧字体や異字体等の使用できない文字がある場合、本調査票の回答について特記事項がある場合は、記入してください。

確認へ進む



入力中のデータ

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて再入力してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・削除が可能です。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください。
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み

全ての記入項目、設問に回答後、「確認へ進む」を押下してください。

[ログイン](#)[利用者登録](#)[手続き申込](#)[申込内容照会](#)[職責署名検証](#)

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

申込確認

[指定自立支援医療機関指導監査<訪問看護>](#)

指定自立支援医療機関指導監査調査票【訪問看護】

担当している医療の種類	両方（更生医療・育成医療及び精神通院医療）
医療機関（薬局）の名称	訪問看護ステーションしずおか
医療機関コード	2260123456
医療機関（薬局）の郵便番号	420-8601
医療機関（薬局）の所在地	静岡市葵区追手町9-6
設問6 医療支援者証に記載された医療の具体的方針により調剤を行っているか	適（行っている）
設問7 医療の具体的方針の変更が必要な場合は、市町村長等の変更の承認を受けた後に、調剤しているか	適（している）
入力者の氏名	静岡 花子
平日の日中連絡の取れる電話番号	054-221-2367
備考	

[入力へ戻る](#)[申込む](#)

【お
しず
静岡県静岡市
静岡県 健康

◆更生医療・育成医療

電話番号 054-221-2367

FAX番号 054-221-3267

メールアドレス shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp

◆精神通院医療

電話番号 054-221-3523

FAX番号 054-221-3267

メールアドレス seisin@pref.shizuoka.lg.jp

内容を確認の上、「申込む」を押下してください。

> 手続き申込

> 申込内容照会



手続き選択をする



メールアドレス

をします

申込完了

この画面が表示されたら、調査票への回答が完了となります。

また、入力していただいたメールアドレス宛に、受付完了メールが送信されます。

受付完了メールは、調査票提出の証となりますので、大切に保管してください。

指定自立支援医療機関指導監査＜訪問看護＞の手続きを受付いたしました。
ありがとうございました。



一覧へ戻る

【お問合せ先】

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 健康福祉部 障害福祉課

◆更生医療・育成医療

電話番号 054-221-2367

FAX番号 054-221-3267

メールアドレス shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp

◆精神通院医療

電話番号 054-221-3523

FAX番号 054-221-3267

メールアドレス seisin@pref.shizuoka.lg.jp

調査票への回答を一時中断する方法

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み

本調査票への回答を一時中断する場合は、調査票最下部にある「入力中のデータを保存する」を押下してください。

一時中断した状態から再開する場合は、再度、本調査票の申込みフォームにアクセスし、ページ最下部の「保存データの読み込み」を押下してください。（次項に続く。）



ふじのくに 電子申請サービス

[ログイン](#)[利用者登録](#)[手続き申込](#)[申込内容照会](#)[職責署名検証](#)

手続き申込

[手続き選択をする](#)[メールアドレスの確認](#)[内容を入力する](#)[申し込みをする](#)

ファイル読込

指定自立支援医療機関指導監査＜訪問看護＞

ファイルを添付してください **必須**

ファイルを選択 選択されていません

[入力へ戻る](#)[確認へ進む](#)

前項「入力中のデータを保存する」でダウンロードしたデータをアップロードし、「確認へ進む」を押下してください。



ふじのくに 電子申請サービス

[ログイン](#)[利用者登録](#)[手続き申込](#)[申込内容照会](#)[職責署名検証](#)

手続き申込

[手続き選択をする](#)[メールアドレスの確認](#)[内容を入力する](#)[申し込みをする](#)

ファイル読込確認

指定自立支援医療機関指導監査＜訪問看護＞

ファイル

20221220_151152.xml

[ファイル読込へ戻る](#)[読込む](#)

「読込む」を押下し、正常に処理が完了すると、中断前の入力状況に復帰します。